

関西クラブユースサッカー連盟規約

第1章 総則

第1条 [名称]

この連盟は、関西クラブユースサッカー連盟（以下、本連盟と略称する）と称する。

第2条 [事務所]

本連盟は、事務所を大阪府河内長野市喜多町 484-2 飯田聡宅内におく。

第2章 目的

第3条 [目的]

本連盟は、関西サッカー協会、ならびに日本クラブユースサッカー連盟の指導のもとに、加盟クラブ相互の研鑽により、加盟クラブの競技力水準向上を期し併せて関西地域における地域社会に根ざしたサッカークラブの普及発展を目的にする。

第3章 事業

第4条 [事業]

本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. サッカー競技の研究及び指導に関すること
2. 関西地域の第2種（U - 18）年代及び第3種（U - 15）年代のクラブサッカー選手権大会
3. 加盟クラブの競技力水準向上に必要な事業
4. 加盟クラブ相互の協力関係の強化
5. クラブサッカーに関する情報収集及び伝達
6. 事業に関する公式記録の作成及び保管
7. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 [組織]

本連盟は、財団法人日本サッカー協会の第2種及び第3種加盟登録の関西地域のクラブで組織する。

加盟クラブは、第3条の目的に賛同し、第4条の事業を達成できる条件を備えたクラブでなければならない。

加盟クラブは、メンバー構成に身分、職業による制約を設けてはならない。

第5章 役員及び職員

第6条 [役員]

本連盟に、次の役員をおく。

1. 会長	1名
2. 副会長	1～2名
3. 理事長	1名
4. 副理事長	1～2名
5. 理事	各以上 各以内
6. 評議員	府県連盟から選出された数名と会長推薦の学識経験数名
7. 関西地域代表評議員	4名
8. 監事	2名
9. 専門委員会委員	若干名
10. 大会実施委員	若干名
11. 事務局長	1名
12. 顧問	若干名

第7条 [役員を選任]

1. 会長、副会長、理事、関西地域代表評議員、監事は関西評議員総会において選任する。
2. 理事は以下の通りとする
本連盟を構成する六府県連盟から原則として 各1名
Jリーグ下部チーム（下部組織育成部長にあたる者）より 各1名
学識経験者 3名以内
専門委員会・大会実施委員長 若干名
事務局長 1名
関西サッカー協会より（原則として三種もしくは二種委員長） 1名
3. 理事長、副理事長は理事の互選とする
4. 評議員は、各府県連盟から登録チーム数の比例配分数を各府県より選出するほか、会長が学識経験者の中から数名を指名する
5. 地域代表評議員は評議員の互選で選任する
6. 事務局長は理事の中から、理事長が指名し、会長が任命する
専門委員会委員長及び大会実施委員会委員長は、理事会で選任する。また、専門委員並びに大会実施委員は当該委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する
7. 監事は他の役職を兼ねることが出来ない
8. 本連盟は、会長、理事長の推薦により顧問をおくことが出来る

第8条 [役員の職務]

1 . 会長及び副会長

会長は、本連盟を代表し、業務を総理して連盟の事業を推進、統括する

会長は、関西評議員総会の議長になる

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する

2 . 理事長及び副理事長

理事長は、理事会の決議に従い、会務を掌握する

理事長は、理事会の議長となる

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代理する

3 . 理事

理事は、理事会を構成し、会務の執行を審議し決定する

4 . 評議員

評議員は、別に定める細則により、関西評議員総会を構成し、本連盟の最高議決機関として最重要事項を決定する

5 . 代表評議員

代表評議員は関西地域を代表して全国評議員総会に出席する

6 . 監事

監事は、理事の業務の執行状況ならびに、会計を監査しその結果を関西評議員総会で報告する

万一、不備の事実を発見した時は、会長に報告し、関西評議員総会を開催するよう書面で申し入れる

7 . 専門委員会委員

専門委員会委員は、別に定めるそれぞれの委員会を構成し、理事会の方針に従って業務を処理する

前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は理事会が決定する

8 . 大会実施委員会委員

大会実施委員会委員は、別に定めるそれぞれの委員会を構成し、理事会の方針に従って業務を処理する

前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は理事会が決定する

第9条 [役員の任期]

1 . 本連盟の役員任期は、2年とし再任はさまたげない

2 . 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする

3 . 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

わなければならない

第 10 条 [役員の報酬]

- 1 . 必要あるときには役員は有給とすることが出来る
- 2 . 役員の報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める

第 11 条 [事務局]

- 1 . 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く
- 2 . 事務局には、事務局長ならびに職員を置く
- 3 . 全各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める

第 6 章 関西評議員総会

第 12 条 [構成]

関西評議員総会は、各府県連盟代表評議会ならびに会長が学識経験者のなかから指名した評議員をもって構成される

第 13 条 [開催]

- 1 . 通常関西評議員総会は、毎年 4 月に開催する
- 2 . 臨時関西評議員総会は、理事会が必要と認めた時、または全評議員数の 2 分の 1 以上、もしくは監事から付議すべき事項を書面で示して請求があった時に開催する

第 14 条 [招集]

- 1 . 関西評議員総会は、会長が招集する
- 2 . 関西評議員総会を招集する時は、全評議員に対し、付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面で、開催の日の 1 4 日前までに通知しなければならない

第 15 条 [議長]

通常関西評議員総会の議長は、会長とし、臨時関西評議員総会の議長は、その総会において理事長、副理事長及び出席評議員の中から選任する

第 16 条 [議決事項]

関西評議員総会は、次の事項を議決する

- 事業計画及び収支予算に関する事項
- 事業報告及び収支決算に関する事項
- 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- その他本連盟の業務に関する重要事項

第 17 条 [定足数]

- 1 . 関西評議員総会は、全評議員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ理事会に届け出て承認を得た者を代理として表決を委任し

た者は出席者とみなす

3. 関西評議員総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる

第 18 条 [評議員への通知]

関西評議員総会において議決した事項は、全評議員に通知する

第 19 条 [議事録]

1. 関西評議員総会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

評議員総会の日時及び場所

評議員現在数

出席評議員の数

議決事項

議決の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

3. 議事録には、議長の外、出席評議員の内からその評議員総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない

第 7 章 常任理事会

第 20 条 [構成] 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事長の指名により理事会で承認された若干名の理事（この理事を「常任理事」という）で構成する。

第 21 条 [常任理事会の開催] 常任理事会は理事長が随時招集して開催し、理事長が議長となる。ただし理事長に事故ある時は副理事長がこれにあたる。

第 22 条 [権限]

1. 常任理事長は理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる案件、また会長及び理事長が常任理事会に付議すべきと判断した案件を審議、決定する。
2. 理事会の審議・決定事項は直後に開催される理事会に報告し、必要な事項については承認を得るものとする。

第 8 章 理事会

第 23 条 [構成]

理事会は、第 6 条第 5 項の理事をもって構成する

第 24 条 [理事会の開催]

理事会は年 3 回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めた時、または理事現在数の 3 分の 1 以上から付議すべき事項を書面で示して請求があった時にも開催することができる

第 25 条 [招集]

- 1 . 理事会は理事長が招集する
- 2 . 理事会を招集するには、理事に対し、付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の 10 日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある時は、各理事の同意を得て、この期間を短縮することが出来る

第 26 条 [議長]

理事会の議長は、理事長がこれに当たる

第 27 条 [定足数など]

- 1 . 理事会は全評議員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することは出来ない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ理事会に届け出て承認を得た者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす
- 2 . 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる

第 28 条 [議事録]

- 1 . 理事会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
理事会の日時及び場所
理事現在数
出席理事の数
議決事項
議決の経過の概要及びその結果
議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長の外、出席理事の内からその理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない

第 29 条 [資産の構成]

この連盟の資産は、次の通りとする

- 設立当初の財産目録に記載された財産
- 連盟登録費
- 資産から生ずる収入
- 事業に伴う収入
- 寄付金品
- その他の収入

第 30 条 [資産の種別]

- 1 . この連盟の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする
- 2 . 基本財産は、次に掲げるものをいう

設立当初の財産目録名中財産の部に記載された財産
基本財産とすることをして寄付された財産
理事会の議決により運用財産から基本財産に繰入られた財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする

第 31 条 [資産の管理]

この連盟の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、また国債、公債その他の確実な有価証券にかえて、理事長が保管する

第 32 条 [基本財産の処分の制限]

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この連盟の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会、及び関西評議員総会において、理事現在数及び評議員数それぞれの3分の2以上の議決を経て、その一部に限り、これらの処分をすることが出来る

第 33 条 [経費の支弁]

この連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する

第 34 条 [事業計画及び収支決算]

この連盟の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事長が編成し、理事会及び関西評議員総会の議決を経て決定される。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする

第 35 条 [収支決算]

1. この連盟の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び財産増減理由書とともに、監事の意見書を付け、理事会及び関西評議員総会にて承認を受ける
2. この連盟の収支決算に剰余金がある時は、理事会の議決、及び関西評議員総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする

第 36 条 [特別会計]

1. この連盟は、事業遂行上必要がある時は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる
2. 前項の特別会計は、第 31 条の収支予算及び第 32 条の収支決算に計上しなければならない

第 37 条 [会計年度]

この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

第 9 章 規約の変更及び解散

第 38 条 [規約の変更]

この規約は、理事会及び関西評議員総会において、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を得られなければ、変更することが出来ない

第 39 条 [解散]

この連盟の解散は、理事会及び関西評議員総会において、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を得られなければ、解散することが出来ない

第 40 条 [残余財産の処分]

この連盟の解散にともなう残余財産は、理事会及び関西評議員総会において理事現在数及び評議員総数各々の4分の3以上の議決を得、関西サッカー協会に寄付するものとする

第 10 章 雑則

第 41 条 [書類及び帳簿の備置等]

1 . この連盟の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

連盟規約

連盟加盟クラブ名簿

役員及びその他職員の名簿及び履歴書

財産目録

財産台帳

収入支出に関する帳簿及び証拠書類

関西評議員総会及び理事会の議事に関する書類

その他必要な帳簿及び書類

2 . 前項第 1 号ないし第 5 号及び第 7 号の書類は永年、同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 8 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない

第 42 条 [細則]

この規約の施行についての細則は、理事会及び関西評議員総会の議決を経て別に定める

(改正)

平成 14 年 4 月 22 日

平成 16 年 5 月 10 日